



大津市、財政負担増を説明せず

手数料の一部が国の外郭団体へ コンビニでの証明書発行で

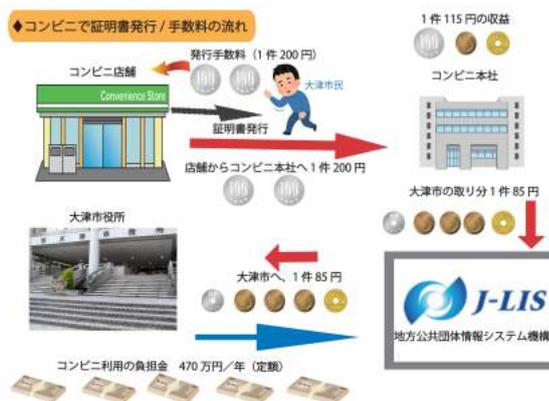
大津市が、住民票などの証明書の発行業務を、コンビニエンスストアに委託した場合、市民が負担する手数料の半分以上が、総務省の外郭団体とコンビニへ回っていることが、取材でわかった。市は毎回の手数料だけでなく、毎年、負担金として470万円を、この団体に支払っている。市は支所機能を縮小するための代替手段として、コンビニ利用を市民へ勧めているが、市の財政負担が増加する面については全く説明していない。

市戸籍住民課によると、市民がコンビニで証明書を取得するには、マイナンバーカードが必要となる。

マイナンバーカードを国全体で管理しているのは、総務省の外郭団体「地方公共団体情報システム機構（J-LIS）」。コンビニにおける各種証明書の発行手数料は1件200円で、このうち115円が、この団体とコンビニの取り分になり、残りの85円が大津市へ入る。

一方、市役所や各支所の窓口で、証明書を取得する際の手数は1件当たり300円。これに比べ、コンビニ利用では市民が負担する手数料は200円に減額される。しかし、市は新たにこの団体やコンビニへ経費を支払うことになるため、全体としては、逆に市の財政負担が増える可能性もある。市は、コンビニでの行政手続きを進める目的は、「市民の利便性の向上のため」と説明している。

大津市の市民センター統合問題で、2月1日に公表した「実施案」によると、36のうち25の市民センターで、支所機能が縮小される。開館時間が短くなり、公共料金の取り扱いもやめ、納税証明書や戸籍、市税など各種証明書の発行もできなくなる。市は代替手段として、マイナンバーカードを使ってのコンビニでの証明書発行を提案している。



地方公共団体
情報システム
機構とは？

地方公共団体情報システム機構の前身は、財団法人「地方自治情報センター」。2003年から、住民基本台帳ネットワークシステムを運営していた。旧自治官僚の天下り先で、歴代理事長の大半は、旧自治事務次官経験者。2010年の民主党政権時代に、事業仕分けの対象とされた。2013年の自民党政権下で、地方公共団体システム機構法が成立し、2014年に、地方自治情報センターから、地方公共団体情報システム機構に名称を変えて、マイナンバーカードの導入を進めた。